

2015年6月8日

# 年金情報漏えいと番号（マイナンバー）制度

共通番号いらないネット

## 1. 漏えいを前提に考える

政府は「番号制度は安全」と説明していますが、さすがにメディアも「セキュリティー対策は漏えいの危険性を軽減はするけれども絶対安全はない」と指摘するところです。

政府の答弁は原発の安全神話と同じです。マイナンバーは行政機関だけでなく民間事業者も保有しており、情報提供ネットワークシステムの仕組みをどのように作ろうと、保有する行政機関や民間事業者からマイナンバーの漏えいが起きることは確実です。漏えいを前提に、マイナンバーの定期的な変更を認めること、漏えいが疑われる時の通報・調査など対処の仕組みを確立すること、責任の所在をあらかじめ明確にしておくことなど、対策を講じておくべきです。

また漏えいの際には、行政が職権でマイナンバーを変更する規定がされていますが、番号法制定時の国会審議では、そのような場合、情報保有機関にマイナンバーの変更を通知することはせず、照会があった時に変更後の番号を伝えて修正すれば足りる、と政府は答弁しています。果たして、それで済むのか、再検討すべきです。

- ☞ 衆議院内閣委員会 2013年4月26日 赤嶺委員への答弁
- ☞ 参議院総務委員会 2013年5月21日 山下委員への答弁

## 2. 年金システムと住基ネット・番号制度との一体性

今回の漏えい情報に住民票コードは含まれていないと報じられていますが、年金システムと住基ネットは密接な連携がされています。

現在、住民票コードとデータ連携している国の事務は6事務で、基礎年金番号と住民票コードを対照する「住基情報ファイル」や恩給関係などの年金関係と、司法試験だけです。実際に、住基ネットから本人確認情報を提供している事務の99%は、年金関係事務です。

- ☞ 指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況に関する公告  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki04.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/daityo/juuki04.html)

年金機構をつくった年金法改正時に、市民団体が住基ネットとの連携の危険性を旧社会保険庁に公開質問し、その結果がパンフレットにまとめられています。

- ☞ やぶれっ！住基ネット市民行動  
「社会保険庁改革で増大する住基ネットの危険」(2007年1月24日)  
<http://www5f.biglobe.ne.jp/~yabure/juki-net01/q2shaho.pdf>

番号制度が始まると、住民票コードによる連携に加え、マイナンバー（個人番号）による連携が行われます。

- ☞ 「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」(2015年3月3日、特定個人情報保護委員会承認！！) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076311.html>

新たに「個人番号管理サブシステム」がつけられます。

1. 個人番号等登録機能
  - (1) 住民票コードによる個人番号登録機能
  - (2) 個人番号登録届（仮称）による個人番号等登録機能
2. 個人番号情報等照会機能

### 3. 個人番号収録通知情報作成機能

これにより「個人番号管理ファイル(仮称)」がつくれます。

- 1.基礎年金番号、2.住民票コード、3.個人番号、4.漢字氏名、5.カナ氏名、6.外国人漢字通称名、7.外国人カナ通称名、8.生年月日、9.性別など107項目を記録。

この「公的年金業務等に関する事務 全項目評価書」では、リスク対策は全項目「十分である」「行っている」等になっていますが、今回の漏えい事件が発生している以上、リスク対策が不十分であることは明白です。この評価書を「問題は認められない」と承認した特定個人情報保護委員会の見識、能力も問われるでしょう。

特定個人情報保護評価は、事前にリスクを分析し個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止するとともに、国民・住民の信頼を確保することを目的としています。

- ☞ 特定個人情報保護委員会「特定個人情報保護評価指針」第1 特定個人情報保護評価の目的  
<http://www.ppc.go.jp/enforcement/assessment/>

評価はシステム開発前(システム要件定義終了前)に行うことになっており、実施していなければ情報連携をすることは禁じられています(番号法第27条第6項、第21条第2項第2号)。

- ☞ 特定個人情報保護評価について(詳細版)15ページ、18ページ  
<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/syousai.pdf>

年金へのマイナンバー利用時期を見直すだけでなく、公的年金業務等に関する事務についての特定個人情報保護評価をやり直し、国民・住民の信頼を確保できるまでは、公的年金業務等に関するシステムの開発業務は停止すべきです。

## 3. 最新の全住民情報を全国1か所で一括管理

### 中間サーバ集約化・共同化(中間サーバプラットフォーム)の危険性

今回政府が「番号制度は大丈夫」とする大きな根拠は「番号制度では個人情報が分散管理されるのでまとめて漏えいすることはない」というものです。

しかし情報連携のために最新の住民情報のコピーを記録保管する自治体の「中間サーバ」は、全国2か所(相互バックアップするため、実質は全国1か所)で一括管理されようとしています。

もともと各自治体毎に中間サーバを設置する構想でしたが、経費の削減や情報セキュリティ水準の確保等を理由に、2014年1月16日総務省は中間サーバー・プラットフォームとして共同化・集約化することを通知しました。

- ☞ 総務省個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会(第1回)  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/mynumber/88393.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/88393.html)  
資料2 マイナンバー制度について 31ページ~

- ☞ 『共通番号の危険な使われ方』81~85ページ参照

自治体独自で設置することもできますが、総務省は利用を強く求め、現時点ではすべての自治体が利用しそうです。

その結果、日本国内のすべての住民の、最新の住所、世帯、税、福祉受給などの住民情報のコピーが、この地方公共団体情報システム機構の設置する中間サーバー・プラットフォームで一括管理されることになります。

データベースは各自治体ごとに区分管理しアクセス制御することになっていますが、ここから漏えいすると、1億2000万人の最高度のプライバシーが一挙に拡散します。

この中間サーバでの本人特定には、情報連携用の符号と各自治体の宛名番号を使いマイナンバーや住所・氏名等は保存しないから、漏えいしても本人特定できないようなことを国は説明していますが、そもそも記録している住民情報から個人が特定される可能性も高く、またもし自治体から宛名番号も漏えいすれば、完全に個人特定できてしまいます。

このセキュリティがどれだけ強固だとしても、漏えいの危険性が完全に0%ではない以上、こんなリスクなことをしてよいのでしょうか。

しかもこの中間サーバプラットフォームの運営にどこが責任を持つのか、曖昧になってきました。

もともとは「ソフトは総務省が提供し、機器の設置や運用は各自治体が責任を持つ」ということになっていました。

☞ 平成 25 年度全国担当者説明会・研修会資料 資料 2

<http://yabure.kokuseki.info/cns/explanatory/material2013.pdf>

しかし共同化・集約化によって、自治体は、この中間サーバに接続する手前までが自分たちの責任範囲で、中間サーバは国や地方公共団体情報システム機構の責任と思うようになっていきます。

ところが、特定個人情報保護評価では、あくまでこの中間サーバまでは自治体が評価書を作成することになっています。

☞ 特定個人情報保護評価指針の解説 (平成 26 年 11 月 11 日更新) Q 第 3 の 2 - 3

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/141111kaisetsu3.pdf>

国や地方公共団体情報システム機構が設置するため、自治体ではその内容は当然わかりません。そのため評価書の作成においては、総務省が各地方公共団体に対し提供した「特定個人情報保護評価書の作成の際に必要な中間サーバーに関する情報の提供について (平成 26 年 8 月 8 日)」に基づいて、中間サーバーの部分を記載 (コピー!!) するよう求めています。

つまり自治体は、自分たちでは内容もわからないにもかかわらず、総務省のいうままにコピーをして、自らの責任で「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言」させられることになっています。

特定個人情報保護評価の第三者点検で、この矛盾を指摘した自治体もあります。「内容も実態もわからないのに自分の責任でOKは出せない」という委員の考えは当然です。

☞ 世田谷区の個人情報保護委員会委員会による第三者点検

世田谷区の特定個人情報保護評価書の公表

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00138873.html>

このうち、例えば「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」の第三者点検結果 (86~87 ページ) の【中間サーバーについて】参照。

自治体と国等との情報連携の要であり、最新の個人情報の塊である中間サーバーが、このような曖昧な責任分担によってつくられようとしています。

ある意味、今回の年金機構よりも、さらに無責任体制です。

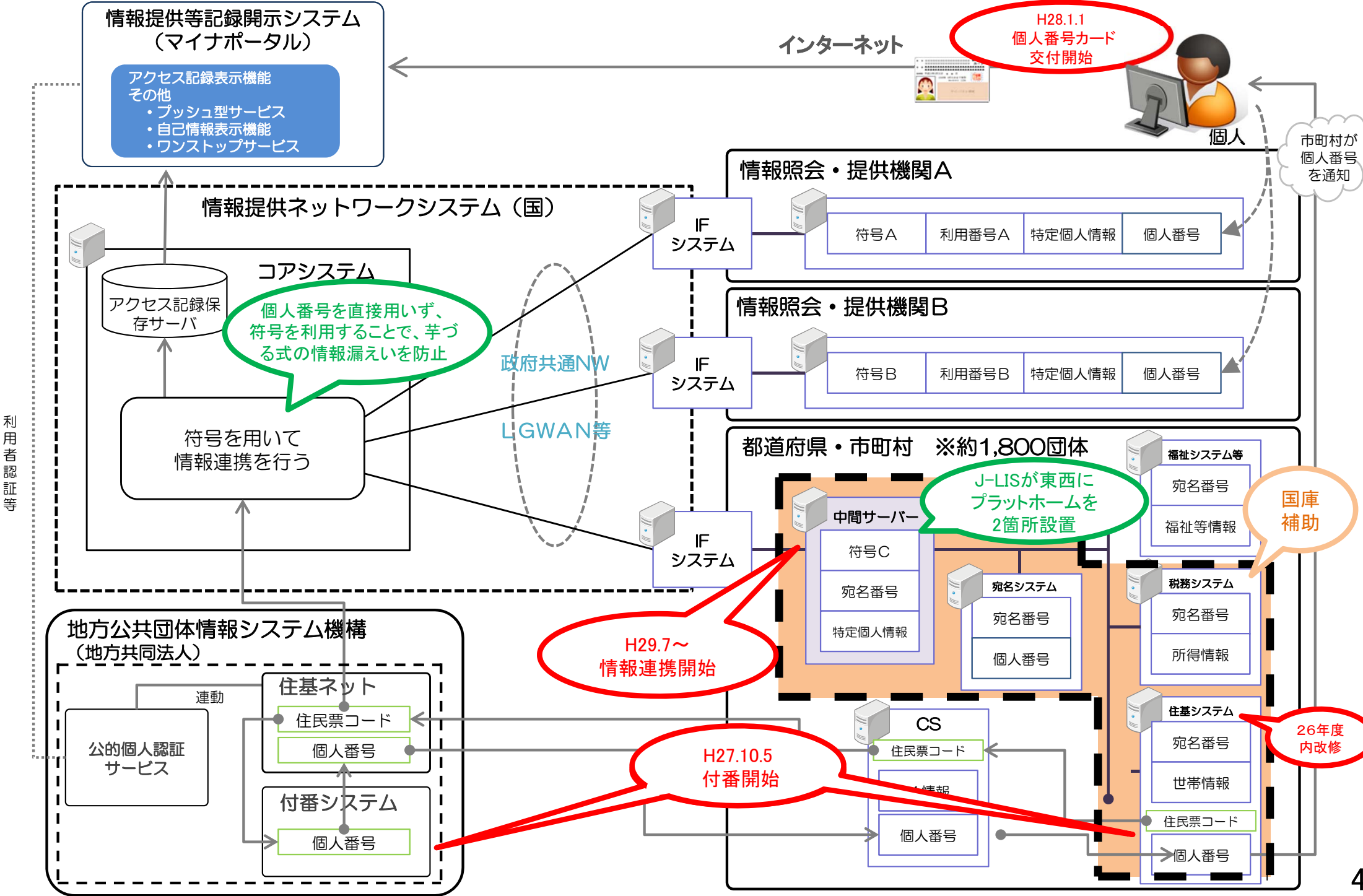
地方自治体の中間サーバーの共同化・集約化 (中間サーバー・プラットフォーム) は中止すること、すくなくとも世田谷区の評価書の第三者点検が指摘しているように「中間サーバーの状況が明確になり、地方自治体の対応ができる環境になるまではしばらく制度実施を保留又は延期」「中間サーバーの安全性について疑義が生じた場合には、マイナンバーの利用停止なども含め、根幹に遡って議論し直す」対応をすべきです。

# 地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入について

総務省自治行政局住民制度課



# 社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像（イメージ）



利用者認証等